

## 第4回鳥取県人権意識調査（H26年度実施予定）概要

2013.05／人権・同和対策課

## 1 目的

今後求められる人権施策の方向性を把握するため、人権に対する県民意識の変化、新たな人権問題に関する県民の認識等について調査・分析し、「鳥取県人権施策基本方針」の改訂に活かすとともに、教育・啓発活動など具体的な人権施策に反映させるための基礎資料とする。

鳥取県人権意識調査		鳥取県人権施策基本方針	
平成 9年8月 第1回調査実施	←	平成 9年 4月 策定	
平成17年2月 第2回調査実施	←	平成16年 3月 第1次改訂	
平成23年2月 第3回調査実施	←	平成22年11月 第2次改訂	
平成26年度 第4回調査実施予定	→	平成28年度 第3次改訂予定	

## 2 調査内容

- (1) 調査内容 前回の調査内容を基本に、必要な追加・修正・削除を行う。  
 (2) 項目数 35～45項目程度（前回：34項目、詳細は別紙のとおり）  
 (3) 調査対象 前回と同程度（前回：県内在住の20歳以上の者 3,000名）

## 3 人権意識調査実施検討委員会

- (1) 概要 調査内容及び結果の分析に専門的な見地からの意見を反映するため、人権教育・啓発に関する学識経験者等で構成する「人権意識調査実施検討委員会」を設置する。

- (2) 委員 4名

氏名	所属等
一盛 真	・鳥取大学 准教授 ・鳥取県社会づくり協議会委員
前田 恵	・鳥取県社会福祉協議会 事務局次長
荒益 正信	・鳥取短期大学 非常勤講師 ・鳥取県人権教育アドバイザー
尾崎 真理子	・鳥取県人権文化センター 次長

- (3) 任期 委員会設立から人権意識調査完了（報告書作成）までの約2年間

## 4 今後のスケジュール

時期	鳥取県人権尊重の社会づくり協議会	人権意識調査実施検討委員会
6月初旬	平成25年度第1回協議会 ・調査内容（案）に対する意見聴取	
下旬		第1回検討委員会
9月頃		第2回検討委員会
11月頃		第3回検討委員会
12月頃	平成25年度第2回協議会 ・調査内容（案：最終版）の報告	

<平成26年度>

- ① 対象者の抽出（住民基本台帳の閲覧）
- ② 調査委託契約
- ③ 調査実施
- ④ 集計・分析
- ⑤ 報告書作成（→ H27年度：鳥取県人権施策基本方針第3次改訂着手 → H28年度：改訂完了）

第4回鳥取県人権意識調査(平成26年度実施予定) 調査項目(素案)

分野	前回番号	前回との変更点	設問概要	備考
全体	問1		「人権」を身近に考えるかどうか	
	問2	①	人権侵害(被害経験の有無)	
		②	人権侵害(被害経験の種類) ※①で有の場合	
		③	人権侵害(被害の相談先) ※①で有の場合	選択肢2「兄弟」を「兄弟姉妹」に修正
	問3	①	公的機関への相談希望の有無	
		②	公的機関に求める支援内容 ※①で有の場合	
	問4		県内の人々の意識に存在していると思う差別	
	問5		県内の社会のしぐみに存在していると思う差別	
問6		人権意識向上のために必要な取組		
問7		人権尊重の社会づくりのために必要な行政施策		
啓発・教育	問8	①	啓発物を読んだり見たりした経験	
		②	啓発物に対する感想 ※①で有の場合	
		③	啓発物を読んだり見たりしない理由 ※①で無の場合	
	問9	①	研修会等への参加回数	
		②	研修会への参加理由 ※①で有の場合	
		③	研修会へ参加した感想 ※①で有の場合	
		④	研修会へ参加しなかった理由 ※①で無の場合	
	問10		人権問題への理解を深めるために必要な啓発手法	
	問11		人権尊重の心を育むために必要な学校教育	
	同和問題	問12		部落差別の現状についてどう思うか
問13		①	過去5年以内の部落差別についての見聞き	
		②	部落差別についての見聞き(その時の対応) ※①で有の場合	
問14			結婚問題に対するあなたの対応	選択肢2、3「意志」を選択肢1と同じ「意思」に修正
問15		同和地区にある物件に対する忌避意識		
男女共同	復活		女性が人権侵害を受けていると感じるのはどんなときか	前回「男女共同参画意識調査」と重複するという理由で削除したが、完全に重複するものではないこと、また一部重複したとしても支障はなく、「人権意識調査」の調査項目とすることは、県民への啓発の面からも必要であるため復活。
	復活		女性が人権を守るために必要な行政施策	
	復活		DV、セクハラをなくすために必要な取組	
障がい者	問16		障がい者の人権は守られているか	
	問17		身体障がい者の人権を尊重するための行政施策	選択肢2「共同作業所」を「就労系事業所」に修正
	問18		知的障がい者の人権を尊重するための行政施策	〃
	問19		精神障がい者の人権を尊重するための行政施策	〃
子ども	問20		子どもの人権を守るために必要な取組	
	問21		児童虐待をなくすために必要な取組	
高齢者	問22		高齢者にとって生活の支障となっているもの	
	問23		認知症の人に対する印象・感想	
外国人	問24		外国人にとって生活の支障となっているもの	選択肢2「外国人登録証」を「在留カード」に修正
	問25		外国人が受けている制約をどう思うか	諮問本文「外国人登録証」を「在留カード」に修正
病気	問26		HIV感染者、ハンセン病患者等の人権を守るために必要な取組	
	問27		インフォームドコンセント(医療機関の対応)	
その他	問28		刑を終えて出所した人への接し方	
	問29		犯罪被害者の人権を守るために必要な取組	
	問30		性的マイノリティの理解度	
プライバシー	問31		個人のプライバシーが守られていないと感じるもの	
	問32	①	子どもが結婚するとき(身元調査の必要性)	
②		子どもが結婚するとき(身元調査の肯定理由)		
ネット	問33		インターネット上の人権侵害で必要な取組	
UD	問34		ユニバーサルデザインの理解度	

平成24年度第2回鳥取県人権尊重の社会づくり協議会でいただいた意見の対応状況等について

2013.05.24

	委員意見等 (前回協議会)	担当課	協議会での発言等	対応状況・方針
議題1	鳥取県人権施策基本方針(第2次改訂)における具体的な施策の取組状況について			
1	通級指導教室について市町村間における格差をなくす努力はしているのか。	特別支援教育課	現在全県における通級指導教室のあり方について見直しを行っている。	通級による指導を受ける児童生徒数は年々増加する傾向にあり、市町村からの設置希望状況を把握しながら、設置数の増加を国に要望していきたいと考えている。 通級指導教室が未設置の町村に対しては、特別支援学校3校に配置している通級指導の担当者が指導等を行うことで、対応している。
2	通常学級の環境整備等、インクルーシブな教育が推進できる、小中学校が対応できる体制に変えていくのが理想でないか。	特別支援教育課	(教育総務課) 持ち帰って検討させていただく。	(特別支援教育課) インクルーシブ教育システムの構築に向けては、今ある多様な学びの場(通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校)の教育環境を、それぞれ可能な限り整えることが必要と考える。 国の動向や施策をふまえながら、県として環境整備について検討を進めたい。
3	LD(学習障がい)等専門員が直接子どもに具体的に指導ができるような体制にしてほしい。また、LD等専門員の有効活用を検討してほしい。	特別支援教育課	(教育総務課) 持ち帰って検討させていただく。	(特別支援教育課) LD等専門員は特別な支援を必要としない児童生徒の教育の充実のために、県内の小中学校等の校内体制整備の推進、また教員の指導力向上を主たる目的として巡回相談や依頼相談を行っている。 各校の依頼に応じ、直接指導にあたる教員に対して具体的な指導や支援のあり方についての助言もLD等専門員が個別に行っているところであり、今後も継続した取組を進めたい。
4	授業の中にユニバーサルデザインという視点を取り入れた組み立てができる方向にして欲しい。	人権教育課 人権・同和对策課	持ち帰って検討させていただく。	(人権教育課) 授業のユニバーサルデザインを研究している学校の成果普及に向けた情報発信に努めているところであり、今後も継続した取組を進めたい。

				<p>(人権・同和対策課) 平成21年度より県教委人権教育課及び学校と協力し、児童生徒がユニバーサルデザイン（以下UD）に対する理解を深めることを目的としたUD出前授業を実施中（県内小・中・高等学校及び特別支援学校から年間8校程度を選定）。 今後も引き続きUD出前授業を実施する予定。</p>
5	<p>災害時の要支援者マップには障がい者も含まれる。個人のプライバシーも考えながら対応がスムーズに行くようにしてほしい。</p>	<p>長寿社会課 障がい福祉課</p>	<p>持ち帰って検討させていただく。</p>	<p>(長寿社会課) 近年、全国各地で自然災害が多発し、県内においても災害がいつ発生するか想定できない状況の中、障がいのある方などの災害時における要支援者支援対策は喫緊の課題。その対策として、県は要支援者及び支援者の情報などを盛り込んだ「支え愛マップ」の作成に取り組みが町内会等に対して補助を行っているところ。 なお、この「支え愛マップ」に盛り込まれた情報は個人のプライバシーに関わると認識されているが、災害時の有効な要支援者支援には平常時における支援者等（民生委員、消防団員、町内会等）への情報提供が求められていることから、県では市町村社協を通じて個人のプライバシーに配慮した「支え愛」マップの作成を促すとともに、災害時要支援者の個人情報の取扱に関するガイドラインを作成する予定としている。 (障がい福祉課) 消防防災課、長寿社会課、障がい福祉課で構成する「災害時要支援者WG」において、災害時要支援者対策に取り組んでいるところ。個人情報の取扱いについては重要な課題と認識しており、引き続き検討する。</p>
議題3：人権尊重の社会づくり相談ネットワークの運用状況について				
6	<p>相談件数の記載欄に「複合型」という項目をたて、どの行為とどの類型が結びついているのかがわかれれば、問題が明確になるのではないかと。</p>	<p>人権・同和対策課</p>	<p>ご意見を参考にさせていただきたい。</p>	<p>相談で得られた情報の範囲内という制約条件があり難しいが、分析してみたい。</p>

7	行為類型の「不明」という表現は検討したほうがよいのでは。	人権・同和对策課	検討させていただきたい。	相談で得られた情報の範囲内という制約条件があり難しいが、より詳しく相談者の情報を得られる場合は可能な範囲で内容を確認したい。
その他				
8	学童期からのインターネット等の活用の仕方に関する情報教育が非常に不足している。情報教育をもっと充実させてほしい。	家庭・地域教育課	(教育総務課) 関係課と連携して取り組みたい。	(家庭・地域教育課) 保護者や学校、地域等でのインターネット利用に係る学習会や研修会に、講師を無料で派遣する事業を行うっており、活用促進に向けて一層の事業周知を図る。 ※平成24年度実績 小学校関係への講師派遣 65件 (全派遣件数150件)
9	障がいのある当事者から話を聞くなど相手の状況を理解するような小中高の教育が必要。	障がい福祉課 人権教育課	(障がい福祉課) 市町村との関係を密にして実態の把握をしていきたい。	(障がい福祉課) 平成24年度予算で小学生を対象とした「あいサポート運動」の学習教材を作成し、県内の全小学校に配布したところ。引き続き教育委員会に働きかけ、小学校における「あいサポート運動」に関する学習を推進する。 (人権教育課) 人権教育主任会等の機会に、障がいのある人との交流等を含め、体験を重視した学習の普及に努めているところであり、今後も継続した取組を進めたい。
10	インターネット上の人権侵害は大きな問題。人権侵害救済制度の確立に向けて県としても取り組んで欲しい。	人権・同和对策課	引き続き国に働きかけていく。	引き続き国に働きかけていく。
11	成年後見制度について、弁護士以外にも後見人になれるよう候補者の裾野を広げたり、サポートする制度を整備してほしい。	長寿社会課	任意後見や親族後見のサポートも引き続き体制整備を強化していきたい。	成年後見人の担い手不足は、喫緊の課題と認識。各圏域において、成年後見センターを民間及び市町村と協働で設置するよう取り組んできたところ。平成25年4月に全圏域に設置（西部のみH24設置）されることから、当該センターを中心に、市民後見人の支援体制の構築及び育成や、親族後見のサポートなどを実施していく。

## 人権尊重の社会づくり相談ネットワークの運用状況について

平成25年5月24日

人権・同和对策課

平成24年度の人権尊重の社会づくり相談ネットワークの運用状況は次のとおりです。なお、平成24年9月から新たに「こどもいじめ人権相談窓口」を設置しました。

1 相談件数等・・・ 478件（対前年比31.3%増）（詳細は別添のとおり）

## 2 主な相談事例

支援類型	具体例	
	相談分野	対応状況
① 整理・関係機関への伝達 〔相談内容を整理してまとめ、関係機関へ伝達して解決を促進〕	公務員	相談内容を整理し町担当課に伝達・確認し、問題点を明確化。その後も相談員が助言するなど支援し、解決を促進
	公務員	相談内容を整理し関係機関に伝達し、対応を要請。関係機関と相談者で話し合いがなされ、その後も相談員が助言するなど支援し、解決を促進
② 第三者として当事者に伝達 〔相談内容を第三者の立場で伝達し、問題への対応を促進〕	障がい	相談内容を整理し、第三者として施設管理人に伝達。施設管理人と相談者との話し合いを調整し、解決を促進
	高齢者	相談内容を整理し、第三者として市担当課に伝達。その結果、相談者が市担当課に紹介された関係機関を直接訪問され、解決を促進
③ ケース会議開催など関係機関と緊密に連携した支援 〔相談内容を整理してまとめ、関係機関へ伝達して解決を促進〕	子ども	関係機関が集まって対応方針を検討する会議に参加してコーディネーター的役割を果たし、機関ごとの支援方針を明確化。その後、関係機関がこの方針に基づく支援を実施し要支援者の問題の解決を促進
	疾病・労働者・公務員	相談内容を整理し、関係機関と協議を実施。関係機関が問題解決に向けた支援を行い、問題解決を促進
④ 必要な情報の提供 〔問題を整理し、解決のために必要な情報等を提供〕	子ども・その他	問題を整理し、課題ごとに相談先等を具体的に情報提供。これに基づき相談者が関係機関に直接相談され問題の解決を促進
	女性	問題を整理し、調停や財産分与の制度の内容等について情報提供。これに基づき今後の対応について相談者自身の理解を促進

### 3 専門相談員の相談事例

#### (1) 専門相談員が行った相談事例

専門相談員	具体例	
	相談分野	対応状況
臨床心理 (臨床心理士)	障がい	精神疾患の症状についての助言
法律 (弁護士)	子ども	幼稚園職員の対応について解決を促進するための助言
〃	その他	裁判の可能性について解決を促進するための助言
〃	子ども・公務員	裁判の可能性について助言
〃	子ども・公務員	学校側との話し合いについて助言
女性 (相談員)	女性・障がい	夫婦をめぐるトラブルへの対応について助言
法律 (弁護士)	女性・子ども	夫婦をめぐるトラブルへの対応について助言
〃	公務員	裁判の可能性について助言

#### (2) ケース会議での助言

専門相談員	具体例	
	相談分野	対応状況
精神医療 (精神科医)	障がい	ケース会議において相談事例の解決を促進するための助言
教育 (教育関係者)	子ども	ケース会議において相談事例の解決を促進するための助言

### 4 こどもいじめ人権相談窓口の開設

いじめが全国的に問題になっていることを受け、昨年9月21日に人権局に新たに「こどもいじめ人権相談窓口」を開設し、子どものいじめに係る相談に対応をしている。

(1) 設置箇所：県庁人権局

(2) 電話相談：24時間対応、メール相談：24時間受付

(3) 相談件数：55件 (人権相談件数の内数)

(4) 対応事例

①相談者の了解の下に、学校関係者等と一緒にケース会議を開催し、事案の解決に向けた整理と必要な支援を行った結果、児童が学校に復帰した。

②相談者の了解の下に、教育委員会に情報提供を行うことにより、教育委員会と学校が一体となって改善策が講じられた。

### 5 その他

「鳥取県いじめ問題検証委員会」の設置 (H24.11.2 要綱設置)

県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒の重大な事故に関し、関係者の了解のもとに事実関係を確認し、問題の解決に向けての検証等を行う、「鳥取県いじめ問題検証委員会」を設置することとした。

## 人権相談窓口における相談の状況について

平成24年度の人権相談窓口へ寄せられた相談の概要は、次のとおり。(H23)は23年度件数。

### 1 相談件数

#### ① 受付機関別

	H24	(H23)
人権局	180	105
中部県民局	72	36
西部県民局	226	223
計	478	364

#### ② 相談形態別

	H24	(H23)
面接	159	185
電話	282	161
封書等	37	18
計	478	364

### 2 相談内容

#### ① 分野別

	同和 問題	外国 人	障が い	障がい細分(複数計上)					子ど も	女性
				身体	知的	精神	発達	不明		
H24	10	5	159	12	57	48	59	1	74	50
(H23)	6	14	129	5	21	32	81	1	19	36

	高齢者	公務員に よるもの	労働者	疾病	その他	計
H24	28	108	50	98	54	636
(H23)	47	69	40	30	63	453

※相談内容により複数の分野に計上

#### ② 行為類型別

	差別 表現	落書 き	インタ ーネッ ト	就労 (募集 採用)	就労 (左 以外)	虐待 (身 体的)	虐待 (心 理的)	虐待 (性 的)	虐待 (経 済的)	虐待 (初 犯)	サー ビス 提供	就学
H24	6	0	1	11	33	6	11	0	3	1	200	32
(H23)	4	0	1	10	27	4	6	0	3	0	186	9

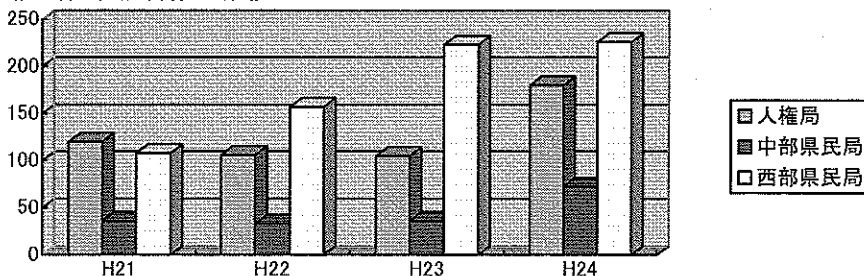
	プライ バー	居住・生 活の安全	報道 被害	誹謗 中傷	嫌が らせ	いじ め	セク ハラ	性犯 罪	結婚 差別	賃貸 拒否	その 他	計
H24	21	128	0	23	147	80	2	0	3	0	37	745
(H23)	16	123	2	19	82	34	1	0	1	0	32	560

※相談一件であっても相談内容により複数の行為類型に計上

### 3 相談窓口の対応状況

	情報提 供・助言	他機関(県の 機関)紹介	他機関(県以 外)紹介	その他 (傾聴など)	計
H24	414	9	11	44	478
(H23)	300	10	7	47	364

(参考) 相談件数の推移





## 「差別事象検討小委員会」の開催概要について

平成 25 年 5 月 24 日  
人 権 ・ 同 和 対 策 課

差別事象への対応の検討をより一層進めるため、従来の差別事象検討会を改組し、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の小委員会として、差別事象検討小委員会を設置していますが、平成 24 年度の開催概要は次のとおりです。

### 1 小委員会の特徴

- ①目 的：鳥取県内で発生した同和問題など人権に係る差別事象の正確な実態把握と原因や背景の分析及び対応策並びに今後の効果的な啓発方法の検討を行う。
- ②位置づけ：人権課題について広くかつ専門的に議論いただいている鳥取県人権尊重の社会づくり協議会（審議会）の小委員会と位置づける。
- ③委 員：近年の新たな人権問題であるインターネット上の人権問題に詳しい委員や、現場に密着した法律家、活動の実践者や有識者で構成するとともに、活動に機動性を持たせるため、26名の協議会委員のうちの一部（7名）の委員で組織する。
- ④そ の 他：検討結果を上部の組織である協議会へ報告する。

### 2 委員名簿

氏 名	分 野	所 属 団 体 ・ 職 名
アベ山田 マリア ルイサ	外国人	鳥取県国際交流財団 理事
一盛 真	学識経験者	鳥取大学 准教授
吉岡 伸幸	法律	弁護士
今度 珠美	インターネット	鳥取県ケータイ・インターネット教育推進員
下吉 真二	同和問題	部落解放同盟鳥取県連合会 前書記次長
出垣 仁志	労働、福祉	社会保険労務士、社会福祉士
中永 廣樹	教育	前 鳥取県教育長

7名：（50音順）

### 3 平成24年度の開催概要

#### （1）第1回差別事象検討小委員会

○日 時：平成24年7月11日（水）13：30～15：15

○出席者：委員6名、事務局、傍聴者なし

○議 事：

議事1 会議の公開、非公開について

議事2 市町村等から報告のあった差別事象の概要について

議事3 差別落書き未然防止指針等の検討について

議事4 インターネット上の人権侵害に関する法的整理と訴訟について（非公開）

○ 主な意見、まとめ

・インターネット上の差別落書きについて対応指針がないので、検討すべきではないか。指針の検討に当たっては教育現場の意見も聞くことが必要。次回は参考として東京都の事例集を会議に提出して欲しい。

・インターネット上の人権侵害に関する法的整理と訴訟について委員の意見を伺った。（非公開）

## (2) 第2回差別事象検討小委員会

○日 時：平成24年8月29日(火) 10:00~12:15

○出席者：委員5名、事務局、傍聴者なし

○議 事：

議事1 市町村等から報告のあった差別事象の具体的内容について

議事2 差別落書き未然防止指針等の検討について

議事3 「toritter」上の人権侵害への対応について

○主な意見、まとめ

- ・差別落書き対応要領が対象とすべき差別問題、人権侵害の範囲について議論された。
- ・教育委員会では別に要領を定めることが必要ではないか。
- ・toritterで発信する意味があるのかという意見があった。
- ・個人名が書かれてしまうような現状を上回る何かがあるのかという意見があった。

## (3) 第3回差別事象検討小委員会

○日 時：平成24年11月5日(月) 15:00~17:00

○出席者：委員5名、事務局、傍聴者2名

○議 事：

議事1 差別落書き未然防止指針等の検討について

議事2 「toritter」の表示変更について

○主な意見、まとめ

- ・現在の要領、指針を他県の状況や県内市町村の意見も踏まえて検証すべき。
- ・差別事象対応要領の改訂案のタタキ台を事務局として示して欲しい。
- ・toritterについては、一定の改善が図られたが、完全ではない。

## (4) 第4回差別事象検討小委員会

○日 時：平成25年1月17日(木) 15:15~17:00

○出席者：委員5名、事務局

○議 事：

議事1 市町村等から報告のあった差別事象について

議事2 差別落書き未然防止指針等の検討について

○主な意見、まとめ

- ・差別事象対応要領等についてさらに検証・検討を深める。
- ・インターネット上の対応指針についても引き続き検討する。

## (5) 第5回差別事象検討小委員会

○日 時：平成25年3月15日(金) 15:15~17:00

○出席者：委員5名、事務局

○議 事：

議事1 差別落書き未然防止指針等の検討について

○主な意見、まとめ

- ・差別事象対応要領等についてさらに検証・検討を深める。
- ・学校での情報教育のあり方について引き続き検討する。

## 差別事象検討小委員会の委員について（会長指名）

平成25年6月5日

分野	氏名	所属団体・職名	備考
外国人	やまだ アベ山田  マリア ルイサ	鳥取県国際交流財団 理事	
学識経験者	いちもり まこと 一盛 真	鳥取大学 准教授	
インターネット	いまだ たまみ 今度 珠美	鳥取県ケータイ・インターネット教育推進員	
同和問題	しもよし しんじ 下吉 真二	部落解放同盟倉吉市協議会 副委員長	
教育	なかなが ひろき 中永 廣樹	鳥取県文化振興財団 理事長 (前 鳥取県教育長)	
労働、福祉	やまもと まさよ 山本 誠代	鳥取市手をつなぐ育成会 副会長	新任
法律	よしおか のぶゆき 吉岡 伸幸	鳥取あおぞら法律事務所 弁護士	

7名（50音順）